

ファイル処理サービス利用規約

この「ファイル処理サービス利用規約」（以下、「ファイル処理サービス規約」といいます。）は、「VeriTrans クレジットカード決済データ処理サービス利用基本規約」（以下、ファイル処理サービス規約においては「基本規約」といいます。）に基づき乙が提供するファイル処理サービスを甲が利用する場合に限り、基本規約に追加して適用されます。なお、ファイル処理サービス規約で使用する用語の意味は、同規約に別段の定めがある場合を除き、基本規約における定義に従うものとします。

第1条（用語の定義）

1. ファイル処理サービス規約における次の用語は、以下の意味を有するものとします。
 - (1) 「決済データ処理サーバー」とは、乙がファイル処理サービスに係る決済データの処理に使用する乙のサーバーをいいます。
2. ファイル処理サービス規約における、基本規約第1条（用語の定義）第11号の決済事業者とは、基本規約第1条（用語の定義）第1項第9号に定める加盟カード会社をいうものとします。
3. ファイル処理サービス規約において、特に規約名の指定無く単に条項番号を指定するときは、ファイル処理サービス規約における条項番号を指定しているものとします。

第2条（ファイル処理サービス）

「ファイル処理サービス」とは、乙の以下の各号のサービスおよびこれに付随するサービスをいいます。

- (1) 決済データ処理サーバーにおいて、甲のコンピュータからインターネットを経由して受信した決済データを決済事業者へ伝送し、決済事業者から受信した処理結果とともに決済データ処理サーバーに保持すること。
- (2) 甲が、インターネットを経由して決済データの処理状況の閲覧およびクレジットカード決済の処理を行うための乙所定の取引管理機能を決済データ処理サーバーにおいて提供すること。
- (3) 決済データ処理サーバーにおいて処理された甲のクレジットカードの売上請求データを、乙所定の期日に決済事業者へ磁気記憶媒体または其他媒体によって引渡すこと。
- (4) 前各号に付随関連する業務

第3条（ファイル処理サービスの提供）

1. 乙は、甲が乙に対してファイル処理サービスの利用を開始する日として通知し、乙が受諾した日から甲に対し、ファイル処理サービスを提供します。
2. 乙は、ファイル処理サービスを善良なる管理者の注意義務をもって提供するものとします。
3. 乙は、甲が誤って送信した決済データを受信した場合に、当該決済データを処理したことにより、なんら責任を負いません。
4. 乙が本契約に定める義務の履行をせず、または、遅滞したとしても、その原因が以下の何れかにある場合には、乙はなんら責任を負いません。
 - (1) 当該義務の遅滞が甲の行為または不行為による場合。
 - (2) 法規違背を避けるために合理的な必要性がある場合。
 - (3) 乙の責によらず決済データを受領できなかった場合。
 - (4) 乙のコントロール外の事由。
5. 乙は、ファイル処理サービスを乙所定の仕様に基づき提供するものとします。ファイル処理サービスが甲の利用上の必要に適合するか否かの判断は、甲自身が行うものとします。

第4条（甲の義務）

1. 甲は、ファイル処理サービスの利用に際し、以下の各号の規定に従うものとします。
 - (1) 甲は、ファイル処理サービスで処理を行うための決済データを、乙所定の仕様で決済データ処理サーバーに伝送するものとします。

- (2) 甲は、決済データ処理サーバーの取引管理機能により乙がファイル処理サービスにおいて処理した決済データを適宜確認するものとします。
2. ファイル処理サービスの利用において、甲の責に帰する事由により、顧客または決済事業者等との間のトラブルその他事故が発生し、これによる乙の負担が重いと乙がその裁量により判断する場合、乙は、甲にその旨通知するものとし、当該通知後 30 日以内に事態が改善されない場合、乙は、本契約を解除するか、または、本契約に基づく甲に対するファイル処理サービスの提供を一時停止することができるものとします。
3. 甲は、ファイル処理サービスの利用にあたり、顧客から取得したクレジットカード番号の保管について、以下の事項を遵守するものとします。
- (1) 甲は、クレジットカード番号の管理に関しては、すべて甲の費用と責任で行うものとし、クレジットカード番号への不正アクセス、紛失、破壊、改竄、漏洩等が生じた場合に甲の責任で対応するものとし、乙にはなんら迷惑をかけないものとします。
- (2) 甲は、クレジットカード番号をファイル処理サービスの目的以外に利用してはならないものとします。
- (3) 甲の責任において、クレジットカード番号への不正アクセス、紛失、破壊、改竄、漏洩を防止するための合理的な安全対策を講じるものとします。
4. 甲は、クレジットカード番号への不正アクセス、紛失、破壊、改竄、漏洩等の事故が発生した場合またはそのおそれがある場合、乙に直ちに連絡をするものとします。

(以下余白)

【規約制定】2018 年 6 月 1 日

【規約改定】2022 年 5 月 30 日